

月次総会議事録

令和6年(第11回)加古川市農業委員会月次総会

令和6年11月25日(月)

加古川市役所新館10階 大会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 末弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
17 久保田 四郎	18 丸山 良作	

欠席

2 都倉 正	3 井相田 つや子
--------	-----------

事務局

局長 桑山 隆	次長 中村 浩孝
農地係長 池田 健司	主査 橋本 英

農林水産課

農政係 主事 河野 友博	事務員 甲斐 彩香
--------------	-----------

現地調査(西地区)

11月19日(火) 午前8時50分から

丸山副会長、堀江農地委員長代理、藤原委員、柳委員 事務局2名

現地調査(東地区)

11月19日(火) 午後1時10分から

丸山副会長、堀江農地委員長代理、橋本委員、柿本委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和6年第11回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 17名
本日の出席委員数 15名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、12番 庄司 学 委員、14番 柳 晴久 委員、両名よろしく願います。

議長 それでは議事に入ります。
議案第106号を議題といたします。
議案第106号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧ください。
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第96号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求め
ること。

- 1 平岡町山之上 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。
- 2 上荘町薬栗 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。新設農家
- 3 志方町志方町 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。また、1番の案件

については、稲美町の耕作証明書が添付されています。

なお、新設農家である2番の案件については、取得面積が小さく、地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果問題ないとの判断があったため、新規就農にかかる聞き取り調査を省略しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。
議案第106号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第106号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第106号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第107号を議題といたします。

議案第107号の16件については、10月11日から11月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第108号を議題といたします。
議案第108号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書8ページ、審議参考資料2ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第108号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1. 志方町高畑■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■

■■■■さん。非FIT太陽光発電設備用地。

2 志方町東中 []、[] 平米 外1筆、計 [] 平米。[]
さん。駐車場及び露天資材置場用地。始末書添付。

3 志方町西中 []、[] 平米 外3筆、計 [] 平米。
[] さん。農地改良。一時転用、令和7年5月末まで。

議案書9ページをご覧ください。

4 志方町西中 []、[] 平米。[] さん。農地改良。一
時転用、令和7年5月末まで。

5 志方町永室 []、[] 平米。[] さん。通路、露天
駐車場用地。

これらの案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料2～3ページのとおり、事務局書面審
査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているもの
と考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員の報告をお願いします。

柳委員 議席番号14番 柳です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和
6年11月19日、調査者は、丸山副会長、堀江農地委員長代理、藤原委員
と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第108号の1番。この案件は、議案第109号の5番と一体の事業
ですので、一体として報告します。申請の土地の位置は高畑の南、現況は休
耕田。申請地の周囲は、東が田、西が水路、南が水路、北が雑種地となっ
ており、隣接農地への影響はないものと思われれます。

次に、議案第108号の2番。申請の土地の位置は東中の北、現況は休耕
田一部雑種地。申請地の周囲は、東が宅地、西が田、南が宅地、北が宅地と
なっており、隣接農地への影響はないものと思われれます。以上2件、地元立
会委員は、安本推進委員でした。

次に、議案第108号の3番。申請の土地の位置は西中の北、現況は稲作
あと。申請地の周囲は、東がため池、西が道路、南がため池、北が水路とな
っており、隣接に農地はありません。

次に、議案第108号の4番。申請の土地の位置は西中の北、現況は稲作
あと。申請地の周囲は、東が道路、西が畑、南が田、北が道路となっており、
隣接農地への影響はないものと思われれます。以上2件、地元立会委員は、東
田委員、横山推進委員でした。

次に、議案第108号の5番。申請の土地の位置は永室の南、現況は休耕
田。申請地の周囲は、東が分筆畑、西が宅地、南が道路、北が宅地となっ
ており、隣接農地への影響はないものと思われれます。地元立会委員は、船田推
進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第108号について、ご意見を承ります。

意義なし

議長 異議なしの声がありました。議案第108号のうち、3番の案件については、ひょうご農林機構の意見を添付した上で許可相当の意見書を添付して、また、1番、2番、4番、5番の案件については、許可相当の意見書を添付して、それぞれ県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第108号のうち、3番の案件については、ひょうご農林機構の意見を添付した上で許可相当の意見書を添付して、また、1番、2番、4番、5番の案件については、許可相当の意見書を添付して、それぞれ県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第109号を議題といたします。
議案第109号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書10ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第109号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 神野町西条 []、 [] 平米 外6筆、計 [] 平米。
[] さん 外5名から、 [] 株式会社へ。
非FIT太陽光発電所用地。隣接農地所有者の同意書不添付。

議案書11ページをご覧ください。

2 野口町北野 []、 [] 平米。 [] さんから、有限会社 [] へ。露天駐車場用地。

3 平荘町山角 []、 [] 平米 外1筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。露天駐車場用地。

4 東神吉町神吉 []、 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。露天資材置場及び露天駐車場用地。

5 志方町高畑 []、 [] 平米 外1筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。非FIT太陽光発電所用地。賃借権設定。

議案書12ページをご覧ください。

6 志方町原■■■■、■■■■平米のうち■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。露天店舗用地。一部転用、賃借権設定。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。また、1番の案件については、隣接農地所有者1名の同意書が添付されていないため、聞き取り調査を実施しています。

つきましては、別紙、審議参考資料4～5ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番並びに2番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

橋本委員 議席番号7番 橋本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年11月19日、調査者は、丸山副会長、堀江農地委員長代理、柿本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第109号の1番。申請の土地の位置は西条の東、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が田、西が田、南が道路、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、大形推進委員でした。

次に、議案第109号の2番。申請の土地の位置は北野の北、現況は稲作あと。申請地の周囲は、東が水路、西が水路、南が水路、北が雑種地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、乾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、3番から6番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

藤原委員 議席番号9番 藤原です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年11月19日、調査者は、丸山副会長、堀江農地委員長代理、柳委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第109号の3番。申請の土地の位置は山角の中、現況は宅地。申請地の周囲は、東が雑種地、西が道路、南が道路、北が道路となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、都倉正委員、道清委員、都倉澄子委員、来田推進委員でした。

次に、議案第109号の4番。申請の土地の位置は神吉の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が田・畑、南が水路、北が畑となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、長井委員、久

保推進委員、伊藤推進委員でした。

次に、議案第109号の5番。申請の土地の位置は高畑の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が水路、南が水路、北が雑種地となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

次に、議案第109号の6番。申請の土地の位置は原の北、現況は宅地。申請地の周囲は、東が道路、西が雑種地、南が水路、北が雑種地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、1番の案件について、隣接農地所有者の同意書不添付にかかる聞き取り調査をされた委員から報告をお願いします。

橋本委員 議席番号7番 橋本です。議案第109号の1番について、隣接農地所有者の1人からの同意書の添付がなく、経過書が提出されている件について、11月19日火曜日に、丸山副会長、堀江農地委員長代理、柿本委員と私、事務局2名の合計6名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

はじめに、同意書に押印のなかった隣接農地所有者については、申請人と事務局がそれぞれ住んでいる可能性があると思われるところに行ったり文書を送ったりしたものの判明しなかったとのことで、聞き取りは行えませんでした。

次に、転用事業者の社員の■■■さんと申請代理人の小林行政書士から聞き取りを行いました。まず、同意書が添付されていない理由については、水利組合長に聞いたり、登記簿上の住所地を探したりしたものの、把握することができなかったとのことでした。今後その方の所在が判明した場合は、事業説明をするという話もお聞きしました。

その他の関係者の同意は得られていることから、周辺農地に対する農業上の大きな支障はないと思われま

以上で聞き取り調査の報告を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第109号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第109号のうち、1番の案件については、ひょうご農林機構の意見を添付した上で許可相当の意見書を添付して、また、2番から6番の案件については、許可相当の意見書を添付して、それぞれ県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。異議なしと認めます。議案第109号のうち、1番の案件については、ひょうご農林機構の意見を添付した上で許可相当の意見書を添付して、また、2番から6番の案件については、許可相当の意見書を添付して、それぞれ県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第110号を議題といたします。
議案第110号の1件については、10月11日から11月11日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第111号を議題といたします。
議案第111号の11件については、10月11日から11月11日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第112号を議題といたします。
議案第112号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書18ページをご覧ください。この議案は、市街化区域内の農地転用届出にあたり、隣接農地所有者の同意書が添付されておらず、専決処理を行わないものとして列記した、加古川市農業委員会 農地法事務に関する専決処理規程 第2条に該当するため、委員会に上程したものです。

それでは、議案を朗読します。

議案第112号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出にかかる受理のこと。

1 野口町良野■■■■■■、■■■■■■平米 外1筆、計■■■■■■平米。■■■■■■さんから、■■■■■■株式会社へ。畦道。隣接農地同意書不添付、経緯書添付。

この案件につきましては、定例現地調査及び聞き取り調査を実施していません。

つきましては、農地法施行規則に規定する諸要件を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた東地区調査班の委員から報告をお願いします。

橋本委員 議席番号7番 橋本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和

6年11月19日、調査者は、丸山副会長、堀江農地委員長代理、柿本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第112号の1番。申請の土地の位置は良野の南、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が田、西が宅地、南が田、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、乾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、この案件について、隣接農地所有者の同意書不添付にかかる聞き取り調査をされた委員から報告をお願いします。

堀江委員 議席番号1番 堀江です。議案第112号の1番について、隣接農地所有者からの同意書の添付がなく、経緯書が提出されている件について、11月19日火曜日に、丸山副会長、橋本委員、柿本委員と私、事務局2名の合計6名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

はじめに、同意書に押印のなかった隣接農地所有者にはご案内をしたものの、ご出席されませんでした。

続いて申請者の聞き取りを行いました。申請者である [REDACTED] 株式会社より委任を受けた行政書士の前田さんをご出席されました。まず、同意書が添付されていない理由については、背景として過去に周辺の宅地開発を行う際に、当時の開発業者と隣接者の間で条件が折り合わなかったことがあり、その影響で譲渡人の土地転用に対して不同意としたため、後に境界確定後現在のように畔道の一部を分筆し転用を行った経緯があるそうです。今回、譲渡人が高齢となり、分筆した残地を処分するために再度隣接同意を得ようとしたのですが、態度は変わらず、やはり同意が得られなかったとのことです。

現地調査では申請地は隣接農地の外縁の畦道の一部ですが、隣接農地は水路敷より農機具等の通行が可能です。そのため隣接農地所有者の同意書は添付されていませんが、農業上の大きな支障はないと思われます。

以上で聞き取り調査の報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第112号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第112号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第112号について、農地転用届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第113号を議題といたします。
議案第113号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書20ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第113号 非農地証明願承認のこと。

1 加古川町木村 []、 [] 平米 外1筆、計 [] 平米。 []

[] さん。 [] は昭和50年頃より、 [] は昭和40年頃より。

2 尾上町池田 []、 [] 平米。 [] さん。昭和60年頃より。

3 八幡町宗佐 []、 [] 平米。 [] 相続人 [] さん。平成6年頃より。

議案書20ページをご覧ください。

4 志方町上富木 []、 [] 平米。 [] さん。平成12年頃より。

5 志方町西牧 []、 [] 平米 外1筆、計 [] 平米。 [] さん。昭和55年以前より。

全ての案件につきまして定例現地調査を実施しております。

1～3番及び5番につきましては、別紙、審議参考資料6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

なお、4番につきましては、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしていないものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番から3番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

柿本委員 議席番号15番 柿本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年11月19日、調査者は、丸山副会長、堀江農地委員長代理、橋本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第113号の1番。申請の土地の位置は木村の中。現況は宅地となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、本岡推進委員でした。

次に、議案第113号の2番。申請の土地の位置は池田の東。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、久保田委員、山本推進委員でした。

次に、議案第113号の3番。申請の土地の位置は宗佐の北。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、馬田委員、前田委員、八代醜推進委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、4番並びに5番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

藤原委員 議席番号9番 藤原です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年11月19日、調査者は、丸山副会長、堀江農地委員長代理、柳委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第113号の4番。申請の土地の位置は上富木の東。申請地の状況については、調査時点では休耕田という結果でしたが、再度調査班で協議したところ、地元水利、農団の20年以上農地性がなかった証明が添付されていること、また申請地の管理については、隣接農地の所有者である横山推進委員が雑草防除のみを行っていたこと、申請地を非農地としても周辺の農地に何ら影響がないことから、調査班で再協議し現況雑種地という判断に至りました。地元立会委員は、東田委員、横山推進委員でした。

次に、議案第113号の5番。申請の土地の位置は西牧の西。申請地の状況は■■■■には倉庫が建っており、■■■■は道路となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第113号について、ご意見を承ります。

前田委員 議席番号8番、前田です。この非農地証明については、先ほどの報告では周辺への影響がないということでしたが、非農地証明の場合、周辺への影響がないということも判断材料になるのでしょうか。

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 当該申請地については、水口もなく畦畔の草刈り管理のみで、雑草防除用のマルチが長年敷かれたままの状況で農地性はないという考え方もできると考えます。

議長 ほか、ご意見はございませんか。それでは、4番の案件については多数決を取ります。4番の案件について非農地証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成多数)

議長 4番の案件については賛成多数で非農地証明を承認することに決定します。4番を除く案件について、非農地証明を承認することにご異議はございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。
議案第113号について、については承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第114号を議題といたします。
議案第114号の5件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第115号を議題といたします。
議案第115号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書23ページをご覧ください。
この議案は、改正農地法施行日、平成21年12月15日より前に相続税の納税猶予の適用を受けて、この度20年を経過しようとするもので、その利用状況を確認し税務署に報告するものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第115号 相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況確認のこと。

1 野口町長砂 []、 [] 平米 外3筆、計 [] 平米。 [] さん。

2 野口町水足 []、 [] 平米 外5筆、計 [] 平米。 [] さん。

3 平岡町高畑 []、 [] 平米 外3筆、計 [] 平米。 [] さん。

議案書24ページをご覧ください。

4 平岡町中野 [REDACTED]、 [REDACTED] 平米。 [REDACTED] さん。

5 別府町新野辺 [REDACTED]、 [REDACTED] 平米。 [REDACTED] さん。

なお、これらの案件につきましては、地元委員により、対象農地を自ら所有し、自ら耕作しているとの報告を頂いております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第115号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第115号について、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第115号について、原案のとおり、加古川税務署に利用状況を回答することに決定いたします。

議長 次に、議案第116号を議題といたします。

ここで、議案第116号については、丸山 良作 委員が役員を務める法人並びに藤原 正樹 委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、前田委員並びに藤原委員に退席を願い、先に審議を行います。

それでは、丸山委員、藤原委員の退席をお願いします。

(丸山 良作 委員・藤原 正樹 委員 退席)

議長 それでは、議案第116号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書25ページをご覧ください。この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人 ひょうご農林機構が農用地利用集積等促進計画を定めようとするもので、その計画案を策定するにあたり、同機構加古川農地管理事務所から農業委員会の意見を求められたものです。

それでは議案をご説明いたします。今回の議案は、志方町行常地区において農地を借り受けているひょうご農林機構が、1筆、1,272平米について、転貸先を地元営農組合から [REDACTED] さんへ変更しようとするものです。詳細は、議案書14ページをご覧ください。なお、利用権設定の期間は、公告予定日の令和6年11月30日から、従前の満了日である令和14年3月

31日までとなっています。

利用権の設定を受ける■さんは、地域の農業団体長であり、今回の対象地の隣接農地を所有・または管理していることから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項並びに第3項に規定する、すべて耕作要件や常時従事要件を満たしており、適正な計画と考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第116号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第116号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第116号について、農業委員会として問題ないものとして、公益社団法人 ひょうご農林機構 加古川農地管理事務所長に回答することに決定いたします。

議長 それでは、丸山委員・藤原委員に着席願います。

(丸山 良作 委員・藤原 正樹 委員 着席)

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第117号を議題といたします。

議案第117号について、諮問原課である農林水産課の概要説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の甲斐と申します。農業経営基盤強化促進法が改正されましたが、附則により、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、従前の例により新たな農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとされています。

この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第117号 農用地利用集積計画の決定について。議案書28ページ、審議参考資料7ページをご覧ください。農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける者の数7戸、農地の中間的受け皿となる者の数1戸、貸し手に当たります、利用権を設定する者の数7戸。筆数12筆、面積11,729平米です。

続きまして、29ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。

概要の説明は以上とさせていただきます。

議長 農林水産課の概要説明は終わりました。

ここで、議案第117号のうち各筆明細2番については、前田 祥道 委員が役員を務める法人に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、前田委員に退席を願い、先に審議を行います。

それでは、前田委員の退席をお願いします。

(前田 祥道 委員 退席)

議長 では、議案第117号のうち各筆明細2番について、農林水産課の議案説明をお願いします。

農林水産課 議案書30ページの各筆明細2番の案件につきましては、貸す者 ■■■さん、借りる者 株式会社 ■■■です。詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。

なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。

つきましては、審議参考資料7ページのとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第117号のうち各筆明細2番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。この案件について、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

借用など、支援を受けながら進めていかれるとのこと。聞き取りの結果、営農計画や生産方法など、営農に問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第117号のうち各筆明細2番を除く、1番から7番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。この案件について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第117号のうち各筆明細2番を除く、1番から7番について、原案のとおり決定いたします。
ここで再度、事務局の再入れ替えを行います。

議長 次に、追加議案の審議を行います。机上配付の議案第118号を議題といたします。

議案第118号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 追加議案書1ページをご覧願います。
議案第118号「地域計画目標地図素案の決定について」。
議案書2ページをご覧願います。

この議案は、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画について、同法第20条第2項の規定に基づき作成した地域計画目標地図素案を別紙のとおり決定し加古川市長に提出しようとするものです。

今回議案上程した目標地図素案は、記載のとおり、全部で9地域で、1番の八幡町下村地区から順に目標地図素案の説明を行います。

目標地図は、農業上の利用が行われる区域、いわゆる守るべき農地における10年後に目指すべき農地利用の姿で、農地1筆ごとに誰が担うかを明確にした図面で、農業委員会がその素案を作成し、市へ提出するものでございます。

それでは、議案書3ページ、議案第118号1番、八幡町下村地区の目標地図素案の区域内の状況について、概要を簡潔に説明いたします。また、以降の案件についてもプロジェクターで市へ提出する目標地図素案の原本を映します。審議参考資料は、同法第18条第1項の規定により加古川市のホームページ上に公表された各地区の協議状況を記載しています。

審議参考資料は1から2ページを合わせてご覧願います。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総面積は77.5ヘクタールになります。そのうち、地域の担い手ごとに着色をし、白抜きの部分は各農家の自作農地となります。

具体的には、赤色が株式会社■■■■で、総面積が18.6ヘクタールになります。青色が認定農業者、■■■■氏で、総面積が1.4ヘクタールになります。緑色は、同じく認定農業者の株式会社■■■■で、総面積は0.1ヘクタールになります。黄色が■■■■氏で、総面積が1.3ヘクタールになります。

御覧いただいたように、本地域については、株式会社■■■■ほか3者の担い手を中心に、農地バンクを通じて利用権設定を行い、現在の集積率26%を維持し集積、集約を進めてまいります。

次に、議案書4ページ、2番の上荘町井ノ口地区の目標地図素案の区域内の状況について、概要を簡潔に説明いたします。

審議参考資料は、3から4ページを合わせてご覧願います。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総面積は16.5ヘクタールになります。そのうち、地域の担い手ごとに着色をし、白抜きの部分は各農家の自作農地となります。

具体的には、緑色が株式会社■■■■で、総面積が4.1ヘクタールになります。茶色が■■■■氏で、総面積が0.3ヘクタールになります。青色が■■■■氏で、総面積が0.4ヘクタールになります。赤色は株式会社■■■■で、総面積が0.7ヘクタールになります。

御覧いただいたように、本地域については、株式会社■■■■ほか3者の担い手を中心に、農地バンクを通じて利用権設定を行い、現在の集積率33%を維持し集積、集約を進めてまいります。

次に議案書5ページ、3番の西神吉町西脇地区の目標地図素案の説明をいたします。

審議参考資料は、5から6ページを合わせてご覧願います。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総面積は10.4ヘクタールになります。そのうち、地域の担い手に着色をし、白抜きの部分は各農家の自作農地となります。

具体的には、青色が■■■■営農組合で、総面積が8.6ヘクタールになります。なお、■■■■営農組合は法人格を持っておりませんので、営農組合長個人の利用権設定と特定作業受託による農地集積で、現在の集積率83%を維持してまいります。

次に、議案書6ページ、4番、志方町高畑地区の目標地図素案の区域内の状況について、概要を簡潔に説明いたします。

審議参考資料は、7から8ページを合わせてご覧願います。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総面積は38.0ヘクタールになります。そのうち、地域の担い手ごとに着色をし、白抜きの部分は各

農家の自作農地となります。

具体的には、緑色が農事組合法人■■■■営農組合で、総面積が14.4ヘクタールになります。

御覧いただいたように、本地域については、農事組合法人■■■■営農組合を担い手として、農地バンクを通じて利用権設定を行い、現在の集積率38%を維持し集積、集約を進めてまいります。

次に、議案書7ページ、5番、志方町東、廣尾東地区の目標地図素案の区域内の状況について、概要を簡潔に説明いたします。

審議参考資料は、9から10ページを合わせてご覧願います。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総面積は26.7ヘクタールになります。そのうち、地域の担い手ごとに着色をし、ほかの着色の部分は各農家の自作農地となります。

具体的には、緑色が農事組合法人■■■■営農組合で、総面積が15.0ヘクタールになります。

御覧いただいたように、本地域については、農事組合法人■■■■営農組合を中心的な担い手として、ほか8者の農業者に農地バンクを通じて利用権設定を行い、現在の集積率56%を維持し集積、集約を進めてまいります。

次に、議案書8ページ、6番、志方町東、中才地区の目標地図素案の区域内の状況について、概要を簡潔に説明いたします。

審議参考資料は、11から12ページを合わせてご覧願います。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総面積は10.5ヘクタールになります。そのうち、地域の担い手ごとに着色をし、ほかの着色の部分は各農家の自作農地となります。

具体的には、緑色が農事組合法人■■■■営農組合で、総面積が5.3ヘクタールになります。

御覧いただいたように、本地域については、農事組合法人■■■■営農組合を中心的な担い手として、ほか3者の農業者に農地バンクを通じて利用権設定を行い、現在の集積率50%を維持し集積、集約を進めてまいります。

次に、議案書9ページ、7番、志方町東、行常地区の目標地図素案の区域内の状況について、概要を簡潔に説明いたします。

審議参考資料は、13から14ページを合わせてご覧願います。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総面積は20.4ヘクタールになります。そのうち、地域の担い手ごとに着色をし、ほかの着色の部分は各農家の自作農地となります。

具体的には、緑色が農事組合法人■■■■営農組合で、総面積が8.3ヘクタールになります。

御覧いただいたように、本地域については、農事組合法人■■■■営農組合を中心的な担い手として、認定新規就農者の■■■■氏ほか8者の農業者に農地バンクを通じて利用権設定を行い、現在の集積率52%を55%にアップし集積、集約を進めてまいります。

次に、議案書10ページ、8番、志方町東、大宗地区の目標地図素案の区域内の状況について、概要を簡潔に説明いたします。

審議参考資料は、15から16ページを合わせてご覧願います。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総面積は14.8ヘクタールになります。そのうち、地域の担い手ごとに着色をし、ほかの白地部分は各農家の自作農地となります。

具体的には、緑色が農事組合法人■■■■営農組合で、総面積が11.7ヘクタールになります。

御覧いただいたように、本地域については、農事組合法人■■■■営農組合を中心的な担い手として、農地バンクを通じて利用権設定を行い、現在の集積率79%を維持し集積、集約を進めてまいります。

次に、議案書11ページ、9番、志方町中、西中地区の目標地図素案の区域内の状況について、概要を簡潔に説明いたします。

審議参考資料は、17から18ページを合わせてご覧願います。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総面積は17.5ヘクタールになります。そのうち、地域の担い手ごとに着色をし、白抜きの部分は各農家の自作農地となります。

具体的には、緑色が認定農業者、■■■■氏で、総面積が9.2ヘクタールになります。黄色は同じく認定農業者■■■■株式会社で、総面積が0.4ヘクタールになります。土色が■■■■氏で、総面積が10.2ヘクタールになります。青色は■■■■氏で総面積が0.5ヘクタールになります。紫色は■■■■氏で総面積が0.1ヘクタールになります。

御覧いただいたように、本地域については、認定農業者の■■■■氏のほか4者の担い手を中心に、農地バンクを通じて利用権設定を行い、現在の集積率50%を55%にアップし集積、集約を進めてまいります。

なお、すべての案件について、各地区の目標地図素案は、地元開催の協議の場で協議を行い、了解を得ております。

以上、議案第118号の計9地区の案件について、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第118号について、ご意見、ご質問を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第118号について、原案のとおり決定してよろしいか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第118号について、原案のとおり決定し、加古川市長に提出いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時44分)

加古川市農業委員会

会長 馬田 禧 紹

令和6年11月25日

署名委員 (12番)

署名委員 (14番)